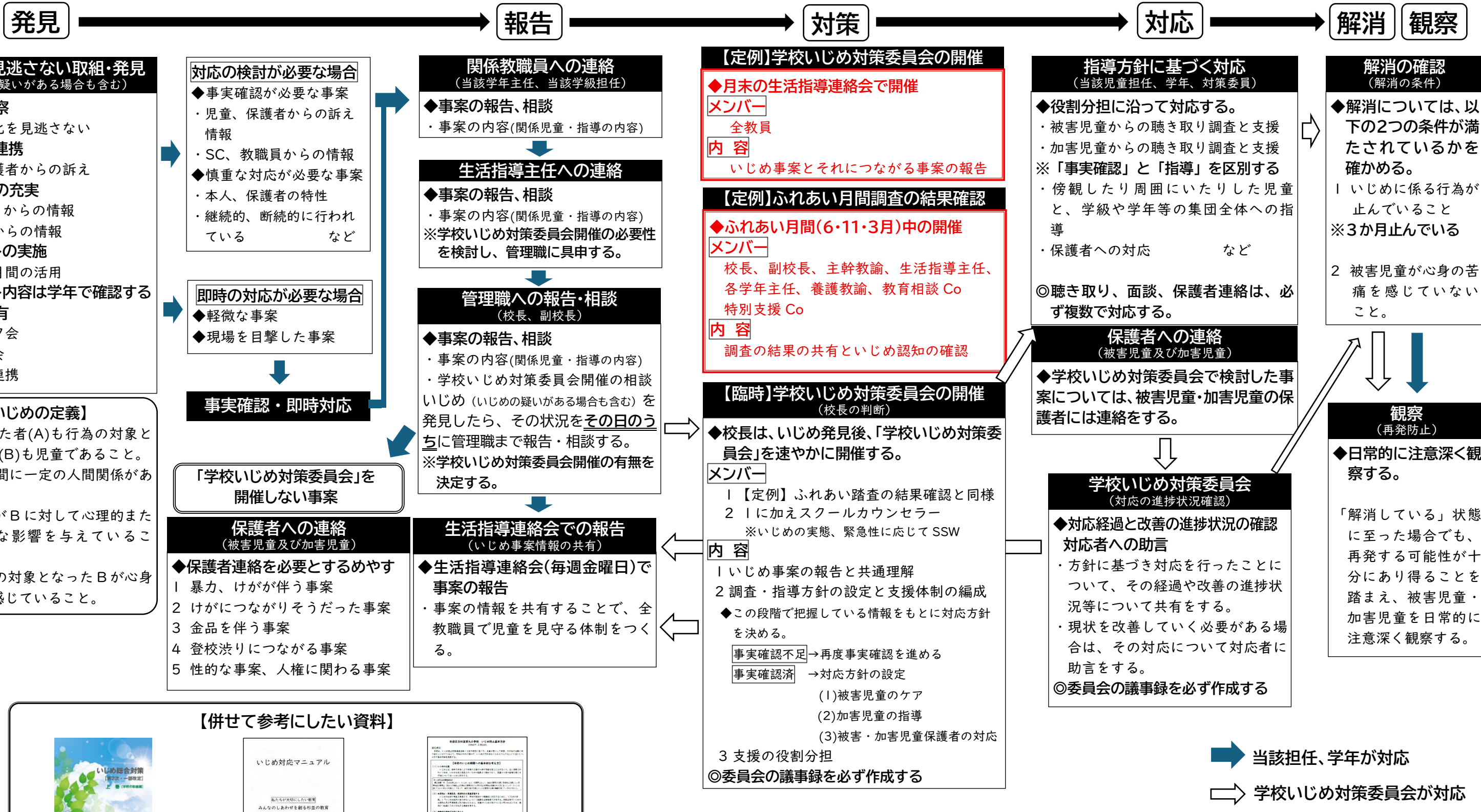


組織的ないじめ対応の流れ

(令和7年2月作成) (令和8年2月一部改定)

いじめは、日常的にどの学級でも、どの児童にも起こり得るという認識の下、担任が一人で抱えこむことなく、迅速な組織対応につなげる。また、いじめ重大事態に発展することがないように、以下のいじめの「早期発見」から「早期対応」を組織的に行っていくようにする。



いじめを見逃さない取組・発見

(いじめの疑いがある場合も含む)

- ◆日常の観察
 - ・児童の変化を見逃さない
- ◆家庭との連携
 - ・本人、保護者からの訴え
- ◆教育相談の充実
 - ・SC、SSWからの情報
 - ・個人面談からの情報
- ◆アンケートの実施
 - ・ふれあい月間の活用

※アンケート内容は学年で確認する

- ◆情報の共有
 - ・生活指導夕会
 - ・校内委員会
 - ・専科との連携

対応の検討が必要な場合

- ◆事実確認が必要な事案
 - ・児童、保護者からの訴え情報
 - ・SC、教職員からの情報
- ◆慎重な対応が必要な事案
 - ・本人、保護者の特性
 - ・継続的、断続的に行われている など

即時の対応が必要な場合

- ◆軽微な事案
- ◆現場を目撃した事案

事実確認・即時対応

「学校いじめ対策委員会」を開催しない事案

保護者への連絡 (被害児童及び加害児童)

- ◆保護者連絡を必要とするめやす
 - 1 暴力、けがが伴う事案
 - 2 けがにつながりそうだった事案
 - 3 金品を伴う事案
 - 4 登校渋りにつながる事案
 - 5 性的な事案、人権に関わる事案

関係教職員への連絡 (当該学年主任、当該学級担任)

- ◆事案の報告、相談
 - ・事案の内容(関係児童・指導の内容)

生活指導主任への連絡

- ◆事案の報告、相談
 - ・事案の内容(関係児童・指導の内容)
 - ※学校いじめ対策委員会開催の必要性を検討し、管理職に具申する。

管理職への報告・相談 (校長、副校長)

- ◆事案の報告、相談
 - ・事案の内容(関係児童・指導の内容)
 - ・学校いじめ対策委員会開催の相談
- いじめ(いじめの疑いがある場合も含む)を発見したら、その状況をその日のうちに管理職まで報告・相談する。
※学校いじめ対策委員会開催の有無を決定する。

生活指導連絡会での報告 (いじめ事案情報の共有)

- ◆生活指導連絡会(毎週金曜日)で事案の報告
 - ・事案の情報を共有することで、全教職員で児童を見守る体制をつくる。

【定例】学校いじめ対策委員会の開催

- ◆月末の生活指導連絡会で開催
- メンバー: 全教職員
- 内容: いじめ事案とそれにつながる事案の報告

【定例】ふれあい月間調査の結果確認

- ◆ふれあい月間(6・11・3月)中の開催
- メンバー: 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、教育相談 Co 特別支援 Co
- 内容: 調査の結果の共有といじめ認知の確認

【臨時】学校いじめ対策委員会の開催 (校長の判断)

- ◆校長は、いじめ発見後、「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。
- メンバー:
 - 1 【定例】ふれあい踏査の結果確認と同様
 - 2 1に加えスクールカウンセラー
 ※いじめの実態、緊急性に応じてSSW
- 内容:
 - 1 いじめ事案の報告と共通理解
 - 2 調査・指導方針の設定と支援体制の編成
- ◆この段階で把握している情報をもとに対処方針を決める。
 - 事実確認不足 → 再度事実確認を進める
 - 事実確認済 → 対応方針の設定
 - (1)被害児童のケア
 - (2)加害児童の指導
 - (3)被害・加害児童保護者の対応
- 3 支援の役割分担
- ◎委員会の議事録を必ず作成する

指導方針に基づく対応 (当該児童担任、学年、対策委員)

- ◆役割分担に沿って対応する。
 - ・被害児童からの聴き取り調査と支援
 - ・加害児童からの聴き取り調査と支援
- ※「事実確認」と「指導」を区別する
 - ・傍観したり周囲にいたりした児童と、学級や学年等の集団全体への指導
 - ・保護者への対応 など
- ◎聴き取り、面談、保護者連絡は、必ず複数で対応する。

保護者への連絡 (被害児童及び加害児童)

- ◆学校いじめ対策委員会で検討した事案については、被害児童・加害児童の保護者には連絡をする。

学校いじめ対策委員会 (対応の進捗状況確認)

- ◆対応経過と改善の進捗状況の確認 対応者への助言
 - ・方針に基づき対応を行ったことについて、その経過や改善の進捗状況等について共有をする。
 - ・現状を改善していく必要がある場合は、その対応について対応者に助言をする。
- ◎委員会の議事録を必ず作成する

解消の確認 (解消の条件)

- ◆解消については、以下の2つの条件が満たされているかを確かめる。
 - 1 いじめに係る行為が止んでいること
 - 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

観察 (再発防止)

- ◆日常的に注意深く観察する。
- 「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童・加害児童を日常的に注意深く観察する。

➡ 当該担任、学年が対応
 ⇨ 学校いじめ対策委員会が対応

【併せて参考にしたい資料】

いじめ総合対策【第2次・一部改定】
東京都教育委員会 令和3年2月

いじめ対応マニュアル
杉並区教育委員会 令和6年8月

いじめ防止基本方針
杉並第九小学校 令和6年12月